

中小ものづくり高度化法の支援体系及び認定状況

技術高度化指針(技術別指針)の策定

- 基盤技術20分野を指定。
- 川下産業(ユーザー)との協力、人材育成等「中小企業が目指すべき技術開発の方向性」を取りまとめ。※平成20年2月に溶射技術を追加。

研究開発計画の作成・認定

- 「指針」に基づいて、中小企業が(他の事業者と協力して)自ら行う研究開発計画を策定。
- 経済産業大臣が認定。

※653件、中小企業者1,059社を認定(平成20年3月末現在)

認定中小企業者への支援措置

1. モノ作り基盤技術の研究開発支援88.0億円

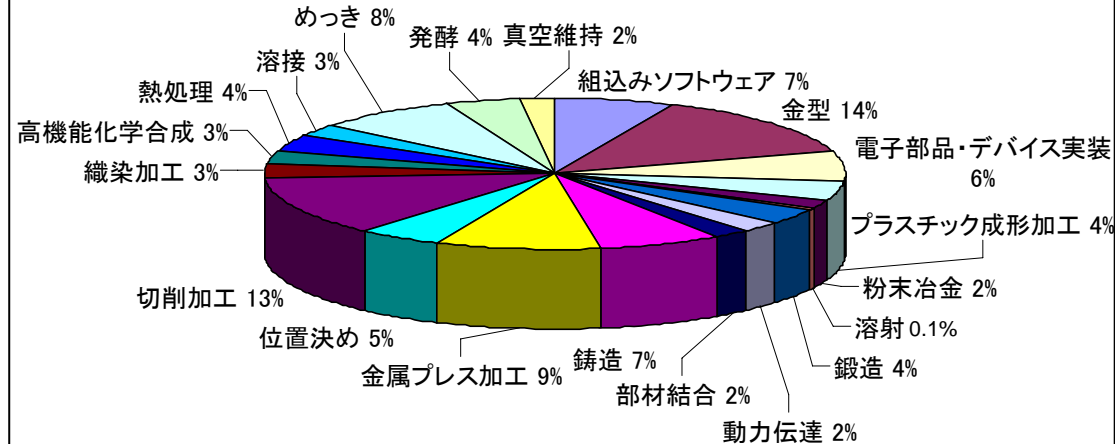
中小企業と川下大企業等が協力して行う研究開発プロジェクトを資金面で重点支援。※平成19年度、218件の応募に対し、89件を採択(平成19年8月)。

2. 金融支援(信用保証の別枠化、政府系金融機関の低利融資)、特許料等の軽減など

認定計画実施に必要なとなる設備資金・運転資金に対し低利融資等の金融支援を措置。

※中小公庫からの低利融資実績は、209件(平成20年3月末現在)。平成20年度改正にて、融資の要件を緩和。

＜特定研究開発等計画の分野別認定比率＞



＜特定研究開発等計画の地域別認定件数(653件)＞

